

福島県総合体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

R3.5.14

一部修正 R3.7.15

一部修正 R3.12.21

福島県総合体育大会実行委員会

○ はじめに

福島県総合体育大会（以下、県総体）は、県民総参加の体育大会としてスポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに県民生活をより明るく豊かにしようとすることを目的としています。参加者全員がガイドラインを遵守することで感染のリスクを避け、感染拡大を防ぎ、本大会の目的を達成することを願います。

○ 大会開催にあたり

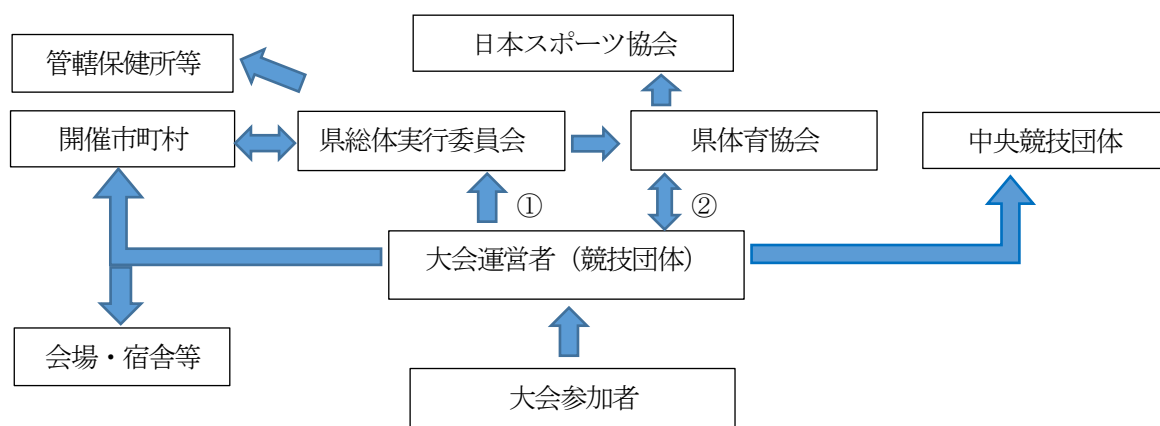
本方針は、(公財)日本スポーツ協会が作成した「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針(2021.10.26)」の改訂に基づき作成しております。全体的な内容となっているため、本方針を参考にしながら、競技及び会場等の特性を踏まえた中央競技団体や開催市町村等の関係機関が作成したガイドライン及び最新の「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(R3.11.19 改定版)」を加えて競技ごとにガイドラインを作成するとともに、参加者に周知徹底し、厳守してください。

また、感染状況の変化により、各機関の方針又はガイドライン等が変更された場合は、本方針の内容についても更新されることを申し添えます。

なお、国民体育大会選手選考会以外の大会についても、本方針を参考の上、それぞれの競技会ごとにガイドラインを作成し、感染防止に努めてください。

I 県総体開催に向けた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための体制整備

- ・ 県総体の開催にあたっては、県総体における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、選手や監督（指導者）に対する教育、啓発、情報提供、情報管理、選手らの参加の可否判断、平素のトレーニングの注意、感染（疑い）者および濃厚接触者の取り扱いに関するガイドライン作成などを一元的に行う組織が必要である。
- ・ 大会運営者（競技団体）及び県総体実行委員会は大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン策定、行政、保健所などから得た最新の情報の活用、選手の大会参加の可否判断、競技施設、宿泊施設の感染対策の確認などを行う必要がある。
- ・ 大会運営者（競技団体）及び県総体実行委員会は、大会期間中の感染（疑い）者への対応、大会終了後のクラスター発生に関する対応、他地域での感染拡大防止について保健当局と協力する必要がある。
- ・ 大会運営者（競技団体）及び県総体実行委員会は、大会関係者への情報提供、開催市町村との連携、医師会との連携などを行い、競技会前後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に伴う大会・競技会の運営に関わる一切の業務を取り仕切る。関係者に対して、連絡先を明示する。
- ・ 大会期間中における新型コロナウイルス感染症感染（疑い）者の情報管理体制の下図のとおりとする。



①福島県総合体育大会新型コロナウイルス感染症発生報告書

②国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発生状況等報告書

Ⅱ 県総体における対策

1. 県総体における共通予防対策について

県総体の開催にあたり、すべての参加者（選手・チームスタッフ・大会役員・観客等）個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、ガイドラインに反映させること。また、大会運営者は様々な場面において予防対策の確実な実施に向け準備・運営にあたる。

福島県総合体育大会 新型コロナウイルス感染症共通予防対策（令和3年12月21日）

＜共通予防対策＞

- 手指衛生の励行（こまめな消毒、手洗い）
- 競技およびウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（大会2週間前と大会当日の体調管理チェックシート）の事前提出
- 大会後2週間の健康観察、必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）、参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- 大会期間中の会食の自粛・食事時の会話の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- 諸室、共用物品の消毒の徹底
- ワクチン接種の推奨

その他、以下の対策を実施し、感染拡大防止に努める。

- 入場時の検温（受付での検温が難しい場合はチーム代表者の責任で入場前に検温を行う）
- 無観客で実施する場合は、“みる”スポーツの機会を逸しないように、可能な限りインターネット配信などの代替措置を検討
- 感染が疑われる参加者が出た場合の隔離スペースの確保と対応方法の確認
- 感染及び感染が疑われる参加者が出た場合の当該チーム及び対戦チームの取り扱い
- 競技会場以外の場面での感染予防の徹底（移動中の車内での換気やマスクの着用など）
- 大会参加者全員（選手、監督、役員）の情報把握と管理

また、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が、競技会に参加する選手、監督（指導者）、チームメンバーの場合、または競技会運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、競技会に参加する。

2. 県総体における競技会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】

（1）選手・監督（予備登録選手、チームスタッフ含む）

1）全般／会場地まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、県総体参加時は最低でも大会開催日の2週間前から終了2週間後までの健康状態、行動内容を体調管理チェックシート等に記録し、運営者または県総体実行委員会からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。

- ・ 監督（指導者）は、選手の健康状態、行動内容を常に把握、管理する。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、県総体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技実施等に支障がある場合は除く）。
- ・ 大会前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査等で陽性反応があった場合、感染者および濃厚接触者は参加を辞退させる。
- ・ 濃厚接触者への対応
保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。
- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。
但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。
B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。
- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 自宅又は宿舍出発前に検温。健康状態をチェック表に記入する。
- ・ チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限り座席をまとまって搭乗、乗車し、一般客との接触を避ける。

② 宿舍

- ・ チェックイン手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は、選手団が一同に集まるのではなく、時間差をつけて、距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。やむを得ず会話をする場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ・ 食事の際は、宿舍からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 宿舍共用部（例：エントランスやワックスルームなど）では、混雑が起らないよう譲り合って使用するとともに、人数制限など宿舍からの指示等に従う。
- ・ チームのミーティングなどは、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、選手らの接触を、極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ2m、最低1m）や換気に留意し、「3密」の状態とならないようにする。
- ・ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。
- ・ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）を訴える者が出た場合は、即座

に個室に隔離し、相談の上、受診・相談センター（Tel 0120-567-747）又は医療機関に相談し指示に従う。

- ・ 風呂を利用する際は、3密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内での移動や待機時は、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・ エントリー手続きについては、極力、代表者が一括で行う。
- ・ 体調管理チェックシート等を提出する。
- ・ 競技会場における導線やエリアコントロール等のゾーニングなどについては大会運営者の指示に従う。
- ・ ロッカー（更衣）室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、大会運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控える。
- ・ ウォームアップを行う場合は、大会運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 観戦する場合は、大会運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、声援や掛け声は、極力、避けるよう努める。
- ・ 報道員からの取材を受ける場合は、大会運営者の指示等により予め指定された場所でのみ対応する。また、対応時は、必ずマスクを着用し、相手との距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。なお、大会運営者の指示等に従わない者からの求めには応じない。
- ・ シャワールームの利用は原則禁止とし、自宅や宿舎等に戻ってから利用する。
- ・ トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は、原則設置しない。

④ 競技中

- ・ 素手でのハイタッチや握手等は控える。
- ・ 唾・痰を吐く、うがい等は禁止。
- ・ 手を舐める行為を行わない。
- ・ 円陣を行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませる。
- ・ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避ける。なお、競技特性上、選手交代が目まぐるしく行われる競技（例：アイスホッケー競技など）については、その限りではない。
- ・ 監督（指導者）からの指示などの際は、マスクを着用するとともに、選手との距離（できるだけ2m、最低1m）を意識する。なお、指示などに際し支障が生じる場合は、マスクを外してよいが、競技上必要最低限に留めるよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 給水を補助するような場合は、手指消毒をし、マスクを着用の上、可能であればフェイスシールドを着用する。
- ・ ハーフタイムや競技終了後に、ロッカー（更衣）室等に引き上げる場合は、動線が混雑しないよう努める。
- ・ 試合終了後、チームとして観客席等に挨拶を行う場合は、選手らの距離が保たれるよう留意する。握手やハイタッチ、抱擁は行わない。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 宿舍のチェックアウト手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「2）会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅時に検温を行う。
- ・ 終了後2週間の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、大会運営者（競技団体）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

（2）競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。県総体参加時は、大会2週間前から大会終了後2週間の健康状態、行動内容を体調管理チェックシート等に記録し、大会運営者又は県総体実行委員会からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。なお、記録された内容により、大会運営者から事前に大会への来場を断る場合がある。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、県総体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、運営にあたる。ただし、競技運営に必要となる人員が十分に確保される場合は、可能な限り運営に係ることを回避する。
- ・ 大会前に、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医等を受診の上、必要に応じてPCR検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。
- ・ 濃厚接触者への対応
保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。
- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、競技会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。
但し、次のA. およびB. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。
B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。
- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 宿舍出発前に検温。健康状態を体調管理チェックシート等に記入する。
- ・ 専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必

要以上の会話や飲食は避ける。

② 宿舎

- ・ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。また、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の発生などにより、競技会運営が維持できない状況とならないよう、競技会責任者や担当者の分散配宿や必要以上の接触がないように努める。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- ・ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 風呂を利用する際は、3密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内では競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・ 体調管理チェックシート等を提出する。
- ・ 運営者（競技団体）としては、トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は原則設置しない。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう物理的・人的対策を講じる。

④ 競技中

- ・ 競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。
- ・ 給水を担当する場合は手指消毒をし、使い捨て手袋、フェイスシールド、マスクを着用する。
- ・ 選手招集・待機所では大声を出さないよう、拡声器などを用い、使用した拡声器については消毒をする。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「2）会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温を行う。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、大会運営者（競技団体）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

（3）報道員（それに準ずる者も含む）

- ・ 原則として、事前に申請を行い、承認を得た者のみとする。
- ・ 現地取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・ 競技会場入場時、体温測定を行う。その他、係員からの質問があった場合は、応答する。例：「7日間以内の体調不良の有無」、「同居家族や身近な知人に感染が疑われる者の有無」大会運営者（競技団体）から健康管理チェックシート等の記入・提出の要請があった場合は協力する。なお、記録された内容により、大会運営者から事前に大会への来場を断る場合がある。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する。
- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内では常にマスクを着用する。

- ・ 感染者への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、報道員としての参加を辞退する。
- ・ 濃厚接触者への対応
保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は報道員として参加しても構わない。
- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応
大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、報道員としての参加を辞退する。
但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。
B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。
- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 選手らの取材、競技会の撮影等、競技会場内における報道員としての活動については、大会運営者の指示に従う。
- ・ 宿舎等にて風呂を利用する際は、3密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療 機関、保健所等の指示に従うとともに、大会運営者（競技団体）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に努める。

（4）観客

- ・ 大会運営者は、競技会及び開・閉会式や表彰式等の式典など、県総体における観客の参加については、競技や会場の特性等と新型コロナウイルス感染症対策の観点から、無観客での開催も含め検討すること。

3. 県総体における競技会運営上の重点対策【シーン／エリア別】

（1）式典（開・閉会式、競技会開始式、表彰式等）

- ・ 選手らを一堂に会することによる感染拡大リスクを踏まえ、十分な対策が講じられない場合は中止する。
- ・ 実施する場合は、以下の点を考慮する。
 - 当初予定時間から短縮が図られるようプログラムの見直しを行う。
（例：挨拶者を1名とする／入場行進や儀礼〔国旗、大会旗掲揚〕の簡略化）
 - 参加者人数を制限し、参加者間の距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。
 - 参加者は常にマスクを着用する（運営等に支障がある場合は除く）。
 - 本方針の目的及び感染拡大リスクを踏まえ、選手・監督の参加の可否を検討する。
- ・ 選手、関係者、観客のゾーニングを行う。
- ・ 適宜、会場内において感染拡大防止のアナウンスを行う。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 感染拡大防止に関わる教育啓発ポスターを各所に掲示する。
- ・ 観客を入れる場合には、あらかじめ健康状態の確認、ゾーニング、マスク着用、手指消毒などを指示し、ソーシャルディスタンスを保てる座席の配置とすること。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

(2) 競技会場（更衣室などのバックスペースも含む）

1) 全般

- ・ 会場出入口や更衣室など、随所に消毒液を配置する。
- ・ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスや係員の呼びかけをこまめに行う。
- ・ 競技運営に支障がない範囲で、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所（更衣室、トイレなど）は、十分留意する。
- ・ 人の密接を避けるため、動線を分離や入場者数の制限、入退場に際して時間差を設けるなど工夫をする。
- ・ 競技会場は、清潔な環境が保たれるよう努める。
- ・ 大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。
- ・ 報道員による選手等への取材活動については、3密を避けた場所・方法で、対象者を可能な限り少数とるように努める。

2) 受付

- ・ 体調管理チェックシート等を確実に受け取り（電子・紙媒体）、内容の確認を行う。不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加辞退・取消しも含め事前に大会運営者（競技団体）にて決定した適切な対応をとる。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう、物理的・人的対策を講じる。（例：代表者（監督等）1名による参加受付、非接触型の受付方式〔QRコード等〕の採用など）
- ・ 受付所は、直接、多数の人と人が介する場となることから、ビニールカーテンやアクリルボードの設置、受付担当者にはマスク及びフェイスシールドの着用など対策を講じる。
- ・ 手指消毒や共有物品（筆記用具など）の消毒が速やかにできるよう、消毒液や清掃用除菌シートなどを配備する。
- ・ 会場に入場する前に検温が可能となるよう非接触型の体温測定器を配備する。

3) 動線・誘導

- ・ 万が一、感染（疑い）者が発生した場合でも、可能な限り接触者の絞り込みが可能となるよう、参加カテゴリー（選手、一般観覧者、報道員など）が混合しないようゾーニングを行う。
- ・ 人の滞留を起こさないよう、会場への入退場は時間差とする、人数を制限するなどの措置を講じる。

4) 医療体制（救護所など）

- ・ 感染者または感染の疑いのある参加者の出現に備え、人員の配置、連絡体制の構築を行う。
- ・ 救護所などには、飛沫・接触回避のため、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、白衣等）を準備する。
- ・ フェイスシールドを使用する場合でも、必ずマスクを着用する。
- ・ 発熱者が出た場合に備え、隔離室（パーティションでの仕切ったコーナー）を設ける。動線なども可能な限り分離できるよう工夫する。
- ・ 救護所などの物品（椅子やベッド、ドアノブなど）を定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。

5) 衛生管理

- ・ トイレや更衣室、出入口の扉など、不特定多数の人が利用、接触するような場所は、清潔に保つため施設管理者の定期清掃に加え、大会運営者（競技団体）による定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。また、消毒には次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液を用いることが望ましい。
- ・ ゴミについては、各個人で責任をもって持ち帰る。

6) 食事

- ・ 食品管理を徹底する。
- ・ 食事の前に手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・ 混雑を避けるため、会場の座席数や時間の制限を行う。
- ・ 対面での食事を避け、会話を控える。
- ・ 大会運営側で食事を提供する場合は、担当者は、手指消毒の徹底とともに、マスク、手袋、フェイス

シールドの着用を行う。また、受け取り者はマスクの着用、手指消毒の徹底をする。

Ⅲ 体調不良者発生時の対応について

1. 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調管理チェックシート等の提出内容を以下のポイントで確認。

<確認ポイント>

● 発熱や風邪の症状の有無

● 当日の検温記録、体調管理チェックシートの記入漏れの有無

- ・ 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認（検温）を行う。
- ・ 体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）または症状が確認された者については、大会運営者（競技団体）に報告の上、帰宅（または帰宿）を促し、各自医療機関を受診するよう伝える。

2. 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 参加者において、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が確認された場合は、大会運営者（競技団体）に報告を行う。
- ・ 体調不良者を隔離室に移動し、医療用個人防護具を着用し対応する。（予め担当者を決めておく）
- ・ 大会運営者（競技団体）は、状況を県総体実行委員会事務局に報告し、受診・相談センター（0120-567-747）または医療機関に相談し、指示に従う。

3. 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内

- ・ 体調管理チェックシート等に挙げられた項目の症状が4日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、強い症状だとも思える場合も同様、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。

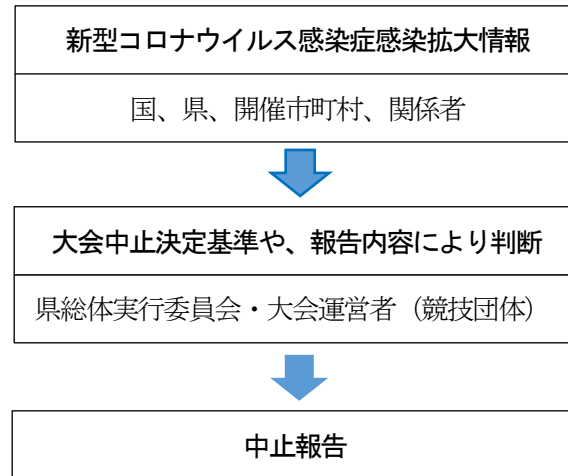
Ⅳ 大会開催可否判断について

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会中止決定の基準

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、大会運営者（競技団体）及び県総体実行委員会は大会開催可否等について判断する。
 - 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令、又はまん延防止等重点措置が県内各地に適用された場合
 - 県独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
 - 県総体実行委員会が、県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可、またはその恐れがあると判断した場合
 - 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
 - その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

2. 大会中止決定フロー

- ・ 大会中止決定に伴う基本的なフローは下図となる。なお、大会運営者（競技団体）は、大会の特性に応じた個別の中止決定フローを作成する。
- ・ 大会運営者（競技団体）は、大会中止に伴う報告を、参加者は勿論、大会関係者に漏れなく行う（例：競技会会場、所轄警察署・消防署、協力医療機関、開催地自治体、ボランティア派遣母体など）。



V 参考資料

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針（第3版 2021/10/26）

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.3_20211026.pdf

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年2月15日更新版）

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

新型コロナウイルス対応関連特集サイト

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>

- ・ 厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について※啓発資料・リーフレット・動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokukan-fukushishisetsu.html#h2_4

- ・ 文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ スポーツ庁

スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて（令和3年12月7日更新）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」サイト掲載情報

業種別ガイドライン（令和3年10月22日時点）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>

- ・ 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年11月19日改定版）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/482337.pdf>

福島県総合体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針
<https://www.sports-fukushima.or.jp/kyogi/kensotai>